

★ 令和7年度 駒ヶ根市国民健康保険税額の計算方法 ★

	【あん分率】	【算出税額】		【算出税額】			
医療給付費分	【所得割】 (総所得金額等①-控除額②) ①被保険者の令和6年中の所得金額等 ②基礎控除……43万円	× 6.69%	=	【所得割額】	+	-	
	【均等割】 被保険者の人数	× 20,200円	=	【均等割額】			
	【平等割】 一世帯当たり	× 21,300円	=	【平等割額】			
						<p>A(7割軽減) 世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円+10万円×(給与所得者等※1の数-1)以下の世帯 【均等割】・被保険者数×14,140円 【平等割】・一世帯当たり14,910円(※3) それぞれ減額されます。</p> <p>B(5割軽減) 世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円より多く、 43万円+30.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等※1の数-1)で計算した額以下の世帯 【均等割】・被保険者数×10,100円 【平等割】・一世帯当たり10,650円(※3) それぞれ減額されます。</p> <p>C(2割軽減) 世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円より多く、上記B(5割軽減)に該当しない世帯で 43万円+56万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等※1の数-1)で計算した額以下の世帯 【均等割】・被保険者数×4,040円 【平等割】・一世帯当たり4,260円(※3) それぞれ減額されます。</p>	
						=	医療給付費分の年税額 (最高66万円)
後期高齢者支援金分	【所得割】 (総所得金額等①-控除額②) ①被保険者の令和6年中の所得金額等 ②基礎控除……43万円	× 2.79%	=	【所得割額】	+	-	
	【均等割】 被保険者の人数	× 8,800円	=	【均等割額】			
	【平等割】 一世帯当たり	× 7,700円	=	【平等割額】			
						<p>A(7割軽減) 世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円+10万円×(給与所得者等※1の数-1)以下の世帯 【均等割】・被保険者数×6,160円 【平等割】・一世帯当たり5,390円(※3) それぞれ減額されます。</p> <p>B(5割軽減) 世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円より多く、 43万円+30.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等※1の数-1)で計算した額以下の世帯 【均等割】・被保険者数×4,400円 【平等割】・一世帯当たり3,850円(※3) それぞれ減額されます。</p> <p>C(2割軽減) 世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円より多く、上記B(5割軽減)に該当しない世帯で 43万円+56万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等※1の数-1)で計算した額以下の世帯 【均等割】・被保険者数×1,760円 【平等割】・一世帯当たり1,540円(※3) それぞれ減額されます。</p>	
						=	後期高齢者支援金分の年税額 (最高26万円)
介護納付金分	【所得割】 (総所得金額等①-控除額②) ①被保険者の令和6年中の所得金額等 ②基礎控除……43万円	× 2.27%	=	【所得割額】	+	-	
	【均等割】 被保険者の人数	× 8,700円	=	【均等割額】			
	【平等割】 一世帯当たり	× 7,200円	=	【平等割額】			
						<p>A(7割軽減) 世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円+10万円×(給与所得者等※1の数-1)以下の世帯 【均等割】・被保険者数×6,090円 【平等割】・一世帯当たり5,040円 それぞれ減額されます。</p> <p>B(5割軽減) 世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円より多く、 43万円+30.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等※1の数-1)で計算した額以下の世帯 【均等割】・被保険者数×4,350円 【平等割】・一世帯当たり3,600円 それぞれ減額されます。</p> <p>C(2割軽減) 世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円より多く、上記B(5割軽減)に該当しない世帯で 43万円+56万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等※1の数-1)で計算した額以下の世帯 【均等割】・被保険者数×1,740円 【平等割】・一世帯当たり1,440円 それぞれ減額されます。</p>	
						=	介護納付金分の年税額 (最高17万円)

年 税 額

医療給付費分と後期高齢者支援金分、介護納付金分の年税額の合計

★普通徴収の年税額の納期数は、6月～翌年3月の10期です。

★納期数で割った各納期の額は、1,000円未満の端数は、初回の納期月に合算されます。

●介護納付金分は、40歳以上65歳未満の被保険者の所得、人数を基礎に算出されます。

(※1) 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者
(※2) 軽減税額の適用を受けるのは、【均等割額】と【平等割額】のみです。
(※3) 後期高齢者医療制度に移行する人がいることにより、国保被保険者が一人の世帯となる人は、保険税の【平等割額】が5年間半額に、6年目から8年目は3/4になります。